

現行の地方公共団体の監査機能について

監査委員制度の概要

1 選任方法等

監査委員は、議会の同意を得た上で普通地方公共団体の長が任命。（§ 196①）

	定数（§ 195②）	内訳（§ 196①）
都道府県 人口25万以上の市	4人※ ¹	議員1人の場合は、識見を有する者3人※ ² 議員2人の場合は、識見を有する者2人※ ²
市町村	2人※ ¹	議員1人、識見を有する者1人※ ²

※¹ 識見を有する者から選任される委員は条例で増加することができる。（§ 195②）

※² 識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職であった者は1人以下でなければならない。【いわゆるOB制限】（§ 196②）

※³ 任期 識見：4年、議選：議員の任期（§ 197）

2 解任方法

○ 罷免（§ 197の2）

普通地方公共団体の長は、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開催した上で、議会の同意を得て、監査委員を罷免することができる。

- ・ 監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
- ・ 監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるとき

○ 退職（§ 198）

監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

3 服務等

- 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。（§198の3①）
- 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。（§198の3②）

4 代表監査委員（法§199の3）

- 識見を有する者から選任される監査委員の1人を代表監査委員としなければならない。
- 代表監査委員は、監査委員に関する庶務等の事務を処理する。

5 監査委員事務局（法§200）

- 都道府県の監査委員に事務局を置く。
- 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

6 監査の範囲・権限等

- 監査委員は、以下の監査等を行う。
- 監査のため必要があると認めるときは、関係人への調査・出頭要請・帳簿等の提出要請、学識経験者からの意見聴取が可能。（§ 199⑧）

監査委員が必ず行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（年1回以上）（定期監査）（§ 199①④）
- ・ 決算審査（§ 233②）
- ・ 例月出納検査（§ 235の2①）
- ・ 基金の運用状況の審査（§ 241⑤）
- ・ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律 § 3①（平成20年4月1日施行））

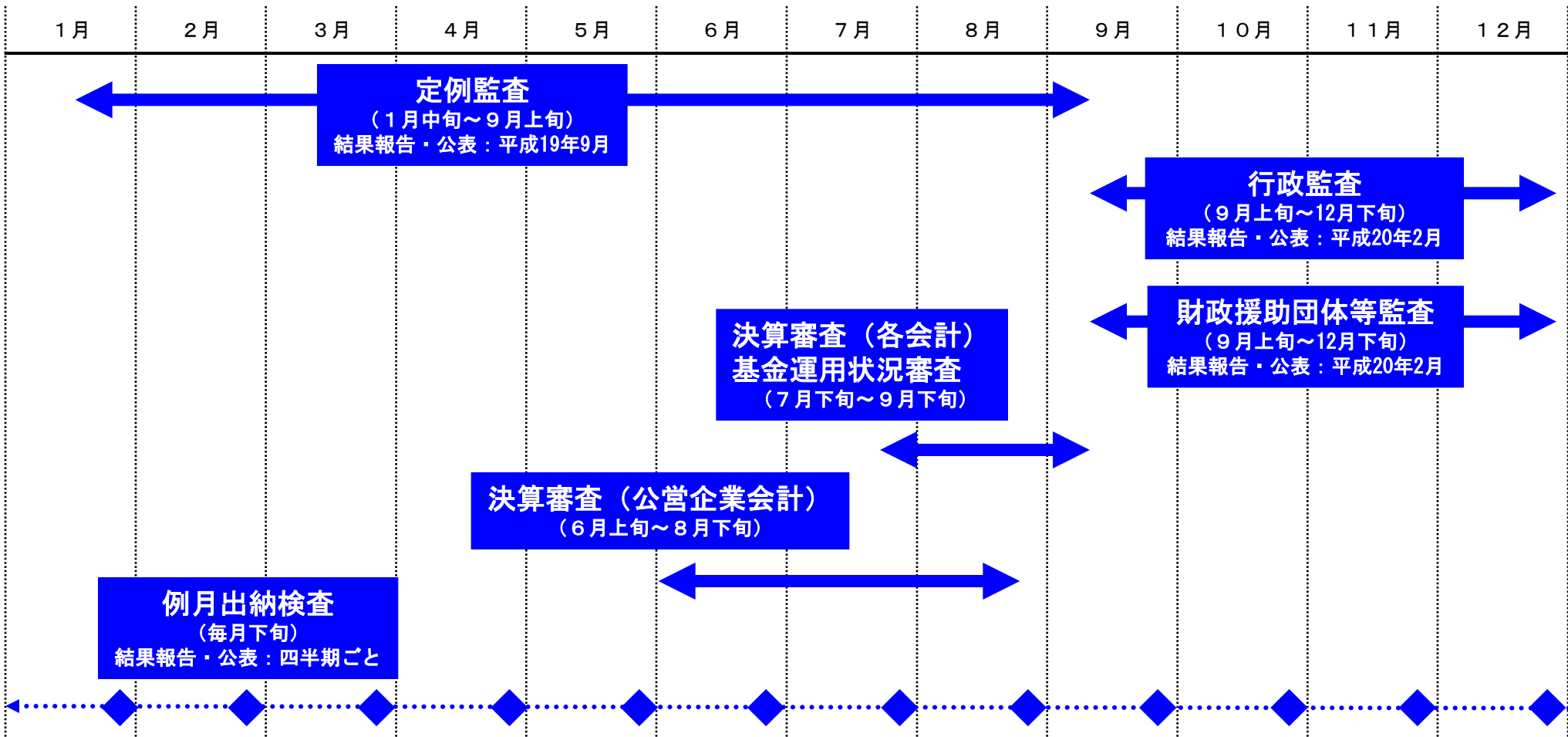
監査委員が任意に、又は長等の請求により行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（必要がある場合）（随時監査）（§ 199①⑤）
- ・ 地方公共団体の事務の執行に係る監査（必要がある場合）（行政監査）（§ 199②）
- ・ 財政援助団体等の監査（必要がある場合又は長の請求）（§ 199⑦）
- ・ 指定金融機関等の監査（長・公営企業管理者からの請求）（§ 235の2②、地方公営企業法 § 27の2①）
- ・ 事務監査請求による監査（住民・議会・長からの請求）（§ 75・98・199⑥）
- ・ 住民監査請求による監査（住民からの請求）（§ 242）
- ・ 職員による現金・物品等の損害事実の有無の監査等（長からの請求）（§ 243の2③）

東京都における監査等の例

- ・ 監査委員 5人（識見3人・議選2人）（平成19年10月15日現在）
- ・ 事務局職員数 89人（平成19年4月1日現在）

年間スケジュール（平成19年）



平成19年監査基本計画

基本方針

平成19年の監査は、次の基本方針に基づき実施する。

- ① 都の事務や事業について、合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からも検証する。
- ② 監査の実施に当たっては、対象部署におけるチェック体制など内部統制の整備・運用に留意する。
- ③ 新公会計制度に対応した監査を的確に実施していく。
- ④ 監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めていく。
- ⑤ 監査結果の情報を都民にわかりやすく発信する。また、都民からの住民監査請求に的確に対応する。

各監査の方針

① 定例監査

- ・ 平成18年度の都における事務及び事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施する。
- ・ なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定する。

② 行政監査

- ・ 都の特定の事務や事業の執行を対象として実施する。
- ・ 監査の実施に当たっては、その事務や事業が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼。
 - ア 個別事業
 - ・ 各局の個別事業の中から、重点的に掘り下げて検証する必要がある事業又は事項について、監査を実施する。
 - ・ 監査に当たっては、東京都会計基準に基づき各局において作成した事業別財務諸表を有効に活用する。
 - イ 共通事務
 - ・ 各局共通の事務の中から、全庁的、横断的に検証する必要がある事務について監査を実施する。

③ 財政援助団体等監査

- ・ 都が補助金交付等の財政援助を行っている団体等の、原則として平成17年度及び平成18年度の事業執行を対象として実施する。併せて、所管局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。

ア 補助金等交付団体

都が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

イ 出資団体

都が出資や出えんを行っている団体について、その事業が出資や出えんの目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも監査を実施する。

ウ 指定管理者

指定管理者に対して、公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から監査を実施する。

④ 決算審査

- ・ 平成18年度決算を対象として実施する。

ア 各会計歳入歳出決算審査

出納長（※現行では会計管理者）が調製する各会計の決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

イ 公営企業各会計決算審査

決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査する。

⑤ 基金運用状況審査

- ・ 平成18年度の東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金の運用状況を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

⑥ 例月出納検査

- ・ 各会計の毎月の現金の出納を対象として、毎月の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、検査当日の保管現金の確認を行う。

監査委員の就任状況

(単位：団体)

	監査委員 (実数)	識見を有する者	(内訳)									議員選出
			弁護士	公認会計士	税理士	農林水産業	商業	会社役員	当該地方公共団体のOB	国・他の地方公共団体の監査・検査実務経験者	その他(無職を含む)	
都道府県	190	98 (51.6%)	6 (3.2%)	13 (6.8%)	8 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (5.3%)	34 (17.9%)	3 (1.6%)	24 (12.6%)	92 (48.4%)
市	1,954	1,060 (54.2%)	41 (2.1%)	94 (4.8%)	231 (11.8%)	16 (0.8%)	9 (0.5%)	82 (4.2%)	311 (15.9%)	24 (1.2%)	252 (12.9%)	894 (45.8%)
町村	2,175	1,098 (50.5%)	5 (0.2%)	22 (1.0%)	67 (3.1%)	164 (7.5%)	47 (2.2%)	76 (3.5%)	234 (10.8%)	35 (1.6%)	448 (20.6%)	1,077 (49.5%)
合計	4,319	2,256 (52.2%)	52 (1.2%)	129 (3.0%)	306 (7.1%)	180 (4.2%)	56 (1.3%)	168 (3.9%)	579 (13.4%)	62 (1.4%)	724 (16.8%)	2,063 (47.8%)

※注1 平成19年4月1日現在の状況であり、速報値である。

※注2 各欄下段の括弧内の計数は、監査委員(実数)に占める構成比である。

出典：総務省調べ

外部監査制度の基本的な仕組み

1 包括外部監査契約に基づく監査（§ 252の36～ § 252の38）

- 毎会計年度、外部監査人のイニシアティブによる監査を実施
- 都道府県・指定都市・中核市については契約の締結を義務付け
- その他の市町村は条例により任意に導入

（監査の種類）

- ・ 財務監査
- ・ 財政援助団体等監査

2 個別外部監査契約に基づく監査（§ 252の39～ § 252の44）

- 議会・長・住民から要求がある場合において外部監査人による監査をすることが適当であるときに、外部監査人による監査を実施
- 条例により任意に導入

（監査の種類）

- ・ 事務監査請求に基づく監査
- ・ 議会からの監査請求に基づく監査
- ・ 長からの監査要求に基づく監査
- ・ 長からの財政援助団体等の監査要求に基づく監査
- ・ 住民監査請求に基づく監査

外部監査制度と監査委員制度の関係

- 地方公共団体の監査を本来的に担うのは監査委員であることを基本としつつ、外部監査制度は地方公共団体の監査機能の独立性と専門性を強化するために設けられたもの
- 監査委員は、経常的に地方公共団体の監査を実施
- 外部監査人は、随時・臨時に地方公共団体の監査を実施
- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しつつ、互いの監査を円滑に実施

監査委員

- 地方公共団体の監査全般を行う地方公共団体内部の執行機関
- 財務監査・行政監査・例月出納検査・要求監査等を経常的に実施
- 上記のほか、外部監査人による監査の実施に当たっては、次のように外部監査に関して地方公共団体側から関わりを持つもの
 - ・ 外部監査結果の報告の受理・公表
 - ・ 外部監査人が関係人の出頭要求等をする場合の協議

外部監査人

- 地方公共団体の組織に属さない独立した立場から、高度な専門的知識に基づき、随時・臨時に監査を実施する者
- 外部監査人のイニシアティブによる特定事件の監査（包括外部監査）や、長等の要求に基づく監査（個別外部監査）を実施

○ 監査委員と外部監査人の役割分担

監査委員の監査		外部監査人の監査	
		(包括外部監査)	(個別外部監査)
財務監査（定期監査）	§ 199①・④	—	—
財務監査（随時監査）	§ 199①・⑤	○	—
行政監査	§ 199②	—	—
決算審査	§ 233②	—	—
例月出納検査	§ 235の2①	—	—
基金の運用状況審査	§ 241⑤	—	—
財政援助団体等監査	§ 199⑦	○	—
（長の要求）	§ 199⑦	—	○
指定金融機関等監査	§ 235の2②	—	—
（長の要求）	§ 235の2②	—	—
事務監査	住民の要求 § 75	—	○
	議会の要求 § 98②	—	○
	長の要求 § 199⑥	—	○
住民監査請求監査	§ 242	—	○
職員の賠償責任監査	§ 243の2③	—	—

財政健全化法における監査委員の役割

1. 財政指標の審査

(健全化判断比率の公表等)

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
 - ・ 意見の決定は、監査委員の合議。
 - ・ 算定基礎事項を記載した書類は事務所に備付け。

(第3条)

(資金不足比率の公表等)

- 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

(第22条)

2. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 総務大臣又は都道府県知事は、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。
- 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

(第7条)

(国の勧告等)

- 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合等においては、当該団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更等の措置を講ずることを勧告することができる。
- 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

(第20条)

財政健全化法における外部監査に関する規定

1. 長による個別外部監査の要求の義務付け

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化計画等を定めなければならない地方公共団体の長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該団体の財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九十九条第六項の監査の要求をし、併せて、理由を付して監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めなければならない。(第26条第1項に基づく読替後)

2. 財政指標（健全化判断比率等）の調査

(健全化判断比率の公表等)

- 包括外部監査対象団体においては、包括外部監査人は、その監査のため必要があると認めるときは、公表された比率とその算定基礎事項を記載した書類について調査することができる。(第3条)

3. 財政健全化団体等における包括外部監査人の留意事項

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化団体等が包括外部監査対象団体である場合にあっては、当該団体等の包括外部監査人は、その監査をするに当たっては、同条第二項の規定によるほか、当該団体等の財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理が財政の早期健全化等を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。(第26条第2項)

4. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。(第7条)

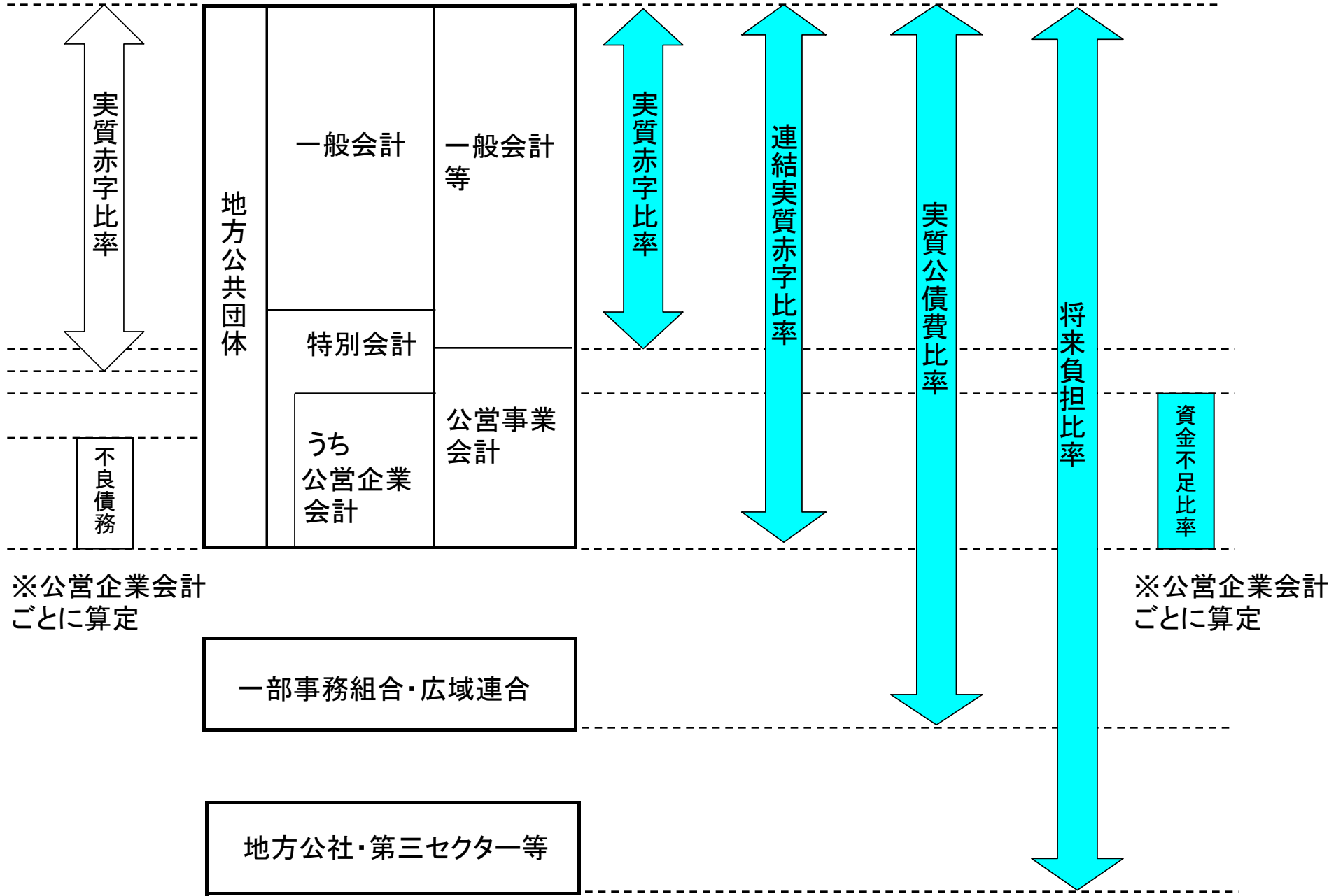
(国の勧告等)

- 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。(第20条)

健全化判断比率等の対象について

(旧制度)

(地方公共団体財政健全化法)



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

外部監査制度の概要

1 外部監査契約の締結（§ 252の36①等）

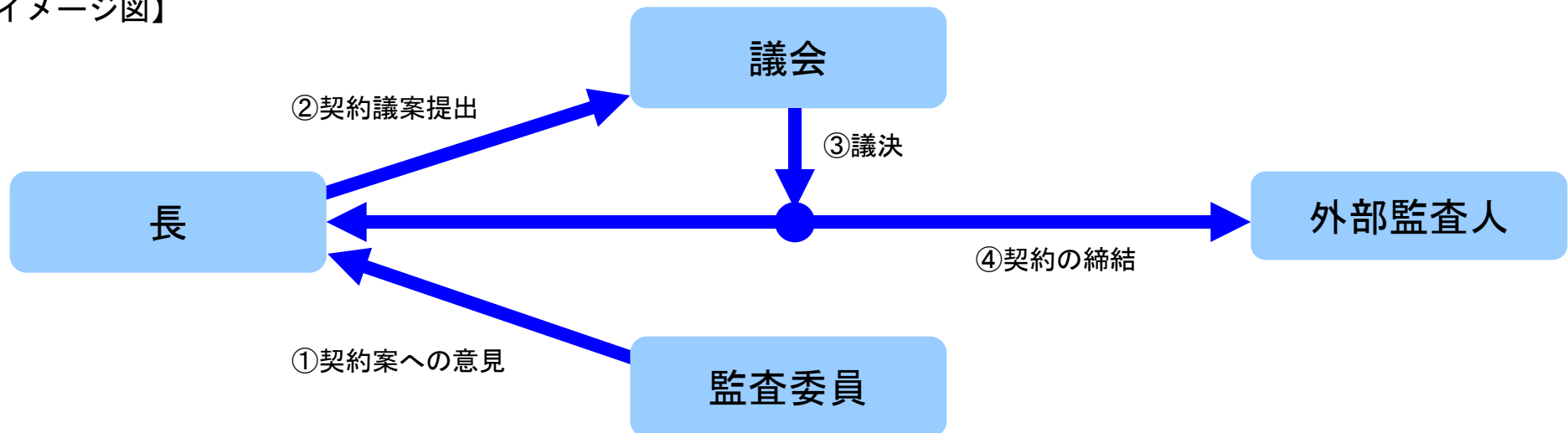
【包括外部監査契約】

- 都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。
- ※ 連続して4回、同一の者と契約を締結してはならない。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【個別外部監査契約】

- 条例により個別外部監査を行うこととした地方公共団体で、住民・議会・長から監査委員の監査に代えて外部監査人による監査の要求があった場合、個別外部監査契約を一の者と締結。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【イメージ図】



2 外部監査契約を締結できる者（§ 252の28①②）

地方公共団体が財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次に該当するもの

- 弁護士
- 公認会計士
- 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で、監査に関する実務に精通しているもの
- 税理士

3 外部監査契約の解除（§ 252の35）

- 上記の資格要件に該当しなくなったとき等は、外部監査契約を解除しなければならない。
- 外部監査人が①心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、②外部監査人に法令・外部監査契約に違反する行為があると認めるとき、③その他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不相当と認めるときは、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得た上で、外部監査契約を解除できる。

4 外部監査人の義務等

- 外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を実施（§ 252の31①）
- 常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査を実施（§ 252の31②）
- 特定事件についての監査の制限（§ 252の29）
- 守秘義務・みなし公務員（§ 252の31③～⑤）

5 外部監査人の監査の事務の補助（§ 252の32）

- 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。
- 外部監査人は、外部監査人補助者を監督しなければならない。

6 外部監査人と普通地方公共団体との関係

- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。（§ 252の30①②）
- 議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。（§ 252の33①）
- 議会は、外部監査人の説明を求め、又は外部監査人に対して意見を述べるることができる。（§ 252の34）

7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率^{※1}のうちのいずれかが早期健全化基準^{※2}以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。（平成21年4月1日施行）

※1 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

※2 早期健全化基準

財政健全化計画の策定・公表を行うこと等により、財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定める数値

外部監査制度の導入状況

(単位：団体)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
包括外部監査	47 (100.0%)	17 (100.0%)	35 (100.0%)	3 (6.8%)	6 (26.1%)	4 (0.6%)	1 (0.1%)	113 (6.0%)
個別外部監査	47 (100.0%)	17 (100.0%)	35 (100.0%)	8 (18.2%)	11 (47.8%)	20 (2.9%)	13 (1.3%)	151 (8.1%)

※注1 平成19年4月1日現在の計数であり、速報値である。

※注2 各欄下段の括弧内の計数は、各団体区分別の導入団体の割合である。

出典：総務省調べ

外部監査人の資格

○ 包括外部監査人

(単位：人)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
弁護士	4 (8.5%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (6.2%)
公認会計士	42 (89.4%)	14 (82.4%)	32 (91.4%)	3 (100.0%)	4 (66.7%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	100 (88.5%)
実務精通者	0 (0.0%)	1 (5.9%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.7%)
税理士	1 (2.1%)	0 (0.0%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.7%)
合計	47 (100.0%)	17 (100.0%)	35 (100.0%)	3 (100.0%)	6 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	113 (100.0%)

○ 個別外部監査人

(単位：人)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
弁護士	0 -	0 -	0 -	0 -	1 (33.3%)	0 -	0 -	1 (16.7%)
公認会計士	0 -	0 -	0 -	0 -	2 (66.7%)	3 (100.0%)	0 -	5 (83.3%)
実務精通者	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 (0.0%)
税理士	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 (0.0%)
合計	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)

※注1 平成18年度に締結された包括外部監査契約又は個別外部監査契約に係る計数であり、速報値である。

※注2 各欄下段の括弧内の計数は、各団体区分別の構成比である。

出典：総務省調べ

外部監査人による監査のテーマ

○ 包括外部監査

(単位：件)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
補助金	20	8	13	1	1	2	1	46 (12.3%)
特別会計	7	8	8	2	1	2	1	29 (7.7%)
委託料	19	8	14	0	2	3	1	47 (12.5%)
その他予算執行	30	9	20	0	0	2	1	62 (16.5%)
物品	12	7	9	0	0	0	1	29 (7.7%)
公の施設	16	7	12	0	1	1	1	38 (10.1%)
債権	9	5	5	0	1	2	1	23 (6.1%)
基金	4	0	1	0	0	1	1	7 (1.9%)
その他公有財産	16	7	10	0	0	1	1	35 (9.3%)
公営企業	8	3	7	2	0	0	0	20 (5.3%)
公社	6	4	1	0	0	0	0	11 (2.9%)
その他財政援助団体	15	7	5	0	1	0	0	28 (7.5%)
合計	162	73	105	5	7	14	9	375 (100.0%)

※注1 平成18年度に締結された包括外部監査契約に係る計数であり、速報値である。

※注2 一の監査が複数の複数のテーマに係るものである場合は、複数計上している。

出典：総務省調べ

○ 個別外部監査

(単位：件)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
補助金	0	0	0	0	0	1	0	1 (14.3%)
特別会計	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
その他予算執行	0	0	0	0	1	0	0	1 (14.3%)
物品	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
公の施設	0	0	0	0	2	0	0	2 (28.6%)
債権	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
基金	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
その他公有財産	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
公営企業	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
公社	0	0	0	0	0	1	0	1 (14.3%)
その他財政援助団体	0	0	0	0	0	2	0	2 (28.6%)
合計	0	0	0	0	3	4	0	7 (100.0%)

※注1 平成18年度に締結された個別外部監査契約に係る計数であり、速報値である。

※注2 一の監査が複数の複数のテーマに係るものである場合は、複数計上している。

出典：総務省調べ

監査委員と議会の長に対するチェック機能

<執行機関>

監査委員

監査

- ・ 財務監査(定期・随時)
- ・ 行政監査
- ・ 直接請求による監査
- ・ 議会請求・長要求による監査
- ・ 住民監査請求による監査
- ・ 決算審査・意見 等

長

会計管理者

会計事務

議会

検査

調査

議場への出席要求

不信任議決

選任

同意

監査結果報告・
措置状況の公表

選挙

監査請求

選挙

住民

地方公共団体の監査と行政評価

地方公共団体

